

令和元年度

はにゆうの図書館

[図書館要覧]



羽生市立図書館

目 次

1. 羽生市の概要	1 ページ
2. 沿革	2 ページ
3. 令和元年度図書館運営基本方針	4 ページ
4. 組織	5 ページ
5. 概要	5 ページ
6. 平成30年度事業概要	7 ページ
7. 利用案内	8 ページ
8. 統計概要	9 ページ

参考資料

1 図書館資料の所蔵状況	10 ページ
2 平成30年度図書館利用状況	11 ページ
3 雑誌一覧	16 ページ
4 新聞一覧	17 ページ
5 平成30年度貸出ランキング	17 ページ
6 平成30年度予約ランキング	17 ページ
7 条例・規則	18 ページ
羽生市立図書館設置条例	18 ページ
羽生市立図書館管理規則	19 ページ
羽生市立図書館協議会設置条例	21 ページ
羽生市立図書館協議会運営規則	21 ページ
8 羽生市立図書館資料収集方針	22 ページ

1. 羽生市の概要

本市は、昭和29年9月1日町村合併促進法により1町6村が合併して発足、その後昭和34年4月1日に北埼玉郡千代田村を編入して現在に至ります。

市域は東西10.25km、南北6.71km、面積58.64km²で、東部、南部は加須市、西部は行田市、北部は利根川を隔てて群馬県に接しています。東経139度32分、北緯36度10分で海拔は16m（市役所の位置）、埼玉県の本東部に位置し東京へは60kmの距離にあります。

平成31年4月1日現在の人口は54,958人、世帯数は23,107世帯です。

東武鉄道伊勢崎線が東京浅草駅まで約1時間で結び、北は群馬県伊勢崎市までを結んでいます。また、羽生駅を起点とする秩父鉄道は熊谷駅でJR高崎線に連絡し、寄居を経て秩父市まで繋がります。道路は、市の西部を国道122号線が南北に、南部を国道125号線が横断しています。

また、平成4年に東北自動車道の羽生ICが開通し、東京及び東北方面の各都市へ短時間で結ばれました。

市の中心部は衣料の町として商工業を中心とした市街地を形成し、周囲は農業地帯として肥沃な田園に恵まれています。

■市章

羽生の「羽」を羽根を模した扇形とし、扇の要として「生」を円形にデザインした美しい市章です。団結と円満、躍進と祝福を象徴したもので、昭和30年1月14日に制定されました。



■「田舎教師」ゆかりの地

小説「田舎教師」は、主人公・林清三のモデル小林秀三（1884～1904）が書き残した日記をもとに文豪田山花袋が書き上げた、羽生を舞台とした文学作品です。登場人物の多くは市内に実在した人物がモデルで、作中には作品が書かれた明治期の自然や生活が生き生きと描写されています。

市内には、田舎教師像をはじめ作品にまつわる文学碑などが今も残されています。

■ムジナモ自生の地

市の東部三田ヶ谷地区にある羽生水郷公園に「宝蔵寺沼ムジナモ自生地」があります。

絶滅危惧種である食虫植物ムジナモの国内唯一の自生地として、昭和41年5月に国の天然記念物に指定された宝蔵寺沼ムジナモ自生地は、現在、ムジナモ保存会などによって大切に保護され、植生回復事業が推進されています。

2. 沿革

S 39. 10. 1	羽生市立図書館創設(羽生市東7-1-1(文化会館内))
S 39. 12. 24	羽生市立図書館設置条例、羽生市立図書館協議会設置条例制定
S 40. 4. 1	埼玉県図書館羽生分館を設置 埼玉県移動図書館巡回開始(市内小学校9校巡回)
S 45. 4. 1	県立熊谷図書館開設に付、分館図書を市立図書館に移管
S 45. 10	読書グループ誕生し始める
S 46. 4. 1	県立熊谷図書館にて移動図書館巡回
S 48. 4. 1	貸出方法をニューーク式からブラウン式に変更
S 50. 4. 1	配本所設置(市内小学校9校)
S 50. 8. 15	旧市庁舎に図書館を移転(羽生市中央2-8-10)
S 53. 11	一般室、児童室分離
S 54. 3	独立図書館建設の請願書作成、提出(署名3,028名)
S 55. 7	県立久喜図書館落成に伴い、そのエリアに入る
S 57. 3	移転準備のため、児童室・開架室を撤去
S 57. 4	配本所4ヶ所(手子林、須影、村君の各公民館及び新一小)をおく
S 57. 8. 23	旧市庁舎から文化会館に移転(羽生市東7-1-1)
S 57. 9. 3	文化会館(1階)にて開館
S 58. 9	中央公民館に配本所をおく
S 59. 4	井泉公民館に配本所をおく
S 59. 5	閲覧室を設置、配本車(軽自動車)を購入
S 59. 9	新図書館、資料館の設計費を計上
S 59. 11	図書館資料館建設専門委員会発足
S 60. 4. 1	職員を増員して図書館機構を整備、図書館課対応になる
S 60. 5. 1	羽生南小学校に開館準備室開設
S 60. 5. 8	新郷公民館に配本所をおく
S 60. 6. 20	羽生市立図書館及び資料館新築工事費等請負契約可決される
S 60. 7. 2	図書館(仮称)資料館起工式
S 60. 7. 28	岩瀬公民館に配本所をおく
S 61. 3. 20	図書館(仮称)資料館竣工
S 61. 3. 31	南小学校開館準備室閉鎖
S 61. 4. 1	開館準備に伴い図書館閉館
S 61. 8. 1	図書館・郷土資料館開館(羽生市大字下羽生948) 図書管理システム導入
S 63. 6	川俣公民館に配本所をおく
S 63. 8	一般開架室に書架増設
H 2. 7	三田ヶ谷公民館に配本所をおく
H 4. 4	貸出冊数を一人5冊から10冊へ変更
H 8. 4	毎週水曜日の開館時間、午前9時から午後6時まで延長(試行)
H 9. 6	北埼玉地域公共図書館広域利用開始
H 9. 10	図書管理システム更新
H 10. 4	入館者100万人達成
H 11. 9	一般開架室に書架増設
H 13. 1	視聴覚障がい者に対する視聴覚資料の貸出開始
H 13. 4	開館時間延長を拡大(6月～9月の平日18時閉館(試行))

H 14. 4	館内整理日を「毎月末日」から「第4木曜日」に変更(試行)
H 14. 10	図書館新システムを導入、図書館ホームページ開設
H 16. 8	入館者 200 万人達成
H 16. 12	ブックスタート事業開始
H 17. 11	インターネット予約開始
H 18. 4	祝日開館を実施(こどもの日)
H 19. 4	祝日開館を拡大(こどもの日、敬老の日、文化の日、建国記念日)
H 19. 11	ブックトーク開始(村君小)
H 20. 4	祝日開館を拡大(昭和の日、憲法記念日、みどりの日、こどもの日、敬老の日、文化の日、勤労感謝の日、天皇誕生日、建国記念日)
H 20. 6	開館時間延長を拡大(6月～9月の平日19時閉館(試行))
H 20. 7	視聴覚資料の館内視聴開始
H 21. 2	図書館新システムを導入、図書館ホームページをリニューアル 閲覧用インターネット端末設置 雑誌の貸出制限を一人5冊から10冊へ変更 リクエスト件数無制限から一人10冊へ変更
H 21. 4	祝日開館を拡大(秋分の日及び成人の日を除く全ての祝日を開館)
H 21. 6	ボランティア協働による館内整理を開始
H 21. 6	館内OPACでの予約開始
H 21. 7	7月、8月の平日の開館時間を午前9時から午後7時まで延長
H 22. 5	市内小学校へのブックトーク訪問開始
H 22. 9	一般開架室書架増設(開架図書数10万冊)
H 23. 3	地域活性化交付金事業費744万円交付される 配本所業務及び配本所蔵書をすべて各公民館図書室に移行
H 23. 4	原則としてすべての国民の祝日を開館 7月、8月の開館時間、午前9時から午後6時まで
H 24. 4	窓口業務等の民間委託開始 開館時間、午前9時から午後6時まで 7月、8月の館内整理日を廃止 市内小中学校採択教科書の展示開始 視聴覚設備更新工事
H 25. 6	ブックカートの導入
H 26. 3	「羽生市立図書館運営基本計画」策定
H 27. 2	新図書館システム導入(カーリル・タッチ、電子掲示板導入)
H 27. 8	空調設備改修工事
H 28. 8	図書館・郷土資料館開館30周年
H 30. 4	カラーコピーサービス開始
H 31. 3	「第2次羽生市図書館運営基本計画」策定

3. 令和元年度図書館運営基本方針

I 基本方針

図書館は、生涯学習の拠点施設として市民の自主的な学習要求及びその他課題解決などの様々な要望に適切に応えるため、資料や情報の積極的な収集、提供に努めるとともに、他機関との連携を推進し、サービス体制の一層の充実を図ります。

II 重点施策

① 図書館資料の充実

- ・資料収集方針に基づき、地域の実情や市民の要望を踏まえた図書館資料の整備を推進し、市民の学ぶ・調べるといった要求に的確に応えられるよう、所蔵資料の適正化を進めます。
- ・郷土に親しみ郷土を学ぶため、郷土資料や行政資料の充実を図ります。

② 利用者サービスの充実

- ・市民が社会生活を営むうえで必要となる情報や資料を適切かつ速やかに提供し、図書館の利用拡大に努めます。
- ・おはなし会等の事業開催にあわせ、視聴覚室を読み聞かせのスペースとして開放し、親子が触れあうコミュニティ空間を提供します。
- ・事業（おはなし会、ブックスタート、ブックトーク、各種講座等）の開催や図書館の利用方法等の啓発に努め、図書館を安心して気軽に利用できる環境づくりを進めます。
- ・図書館システムを活用し、新たな利用者サービスの可能性を検討します。
- ・広報h a n y u、パンフレット、ウェブサイトなど、多様な機会や手法を活用し効果的な情報発信に努めます。

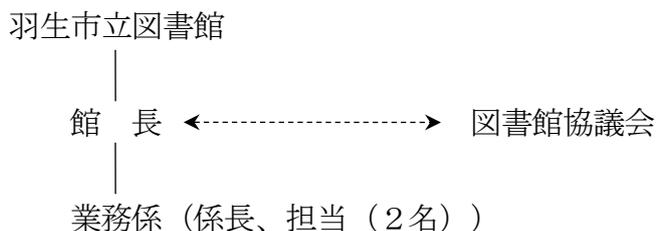
③ 他の図書館、教育機関との連携

- ・埼玉県立図書館及び県内市町村立図書館等との相互協力を推進します。
- ・施設見学や職場体験等を推進し、学校との連携を図ります。
- ・埼玉県立図書館及び県内市町村立図書館等との資料保存の連携に努めます。

④ 市民との協働による図書館運営

- ・市民ボランティアとの連携による図書館運営の充実を図ります。

4. 組織



5. 概要

I 開館年月日	昭和61年8月1日
II 所在地	〒348-0026 羽生市大字下羽生948番地
III 敷地面積	10,407㎡
IV 建築	構造 鉄筋コンクリート造り一部2階建 建築面積 2,345㎡ 延床面積 1階2,167㎡ 2階403㎡
V 主要な施設	一般開架室 (6万冊) 526㎡ 児童開架室 (3万冊) 193㎡ 参考調査室 (1万冊) 121㎡ 積層書庫 (7万冊) 197㎡ 視聴覚室 (80席) 99㎡ 学習室 (48席) 82㎡ 会議室 46㎡ 移動書庫室・車庫 71㎡
VI 開館時間	午前9時～午後6時
VII 休館日	火曜日 (火曜日が祝日の場合は開館し、翌平日が休館日) 第4木曜日 (7月・8月を除く)、年末年始及び特別整理期間
VIII 所蔵資料数	182,682点 (H31.3.31現在。市民一人あたり3.3点) 書籍資料 180,012冊 視聴覚資料 2,670点

■ 1階案内図



【参考調査室 食虫植物「ムジナモ」の資料】

羽生水郷公園の宝蔵寺沼は、日本でただ一つ残った食虫植物「ムジナモ」の自生地、国の天然記念物に指定されています。

図書館では、「ムジナモ」に関する資料を意欲的に収集し、貴重な郷土資料として保存しています。

■ 2階案内図



学習室

空調が完備された静かで明るい学習室は、大変多くの人に利用されています。

特に夏休み期間などは利用が多く、48席すべてが満席の状態です。

平成30年度の利用者は延7,473人

会議室・視聴覚室

会議室や視聴覚室も活用されています。

平成30年度は会議室延915人、視聴覚室延2,350人が利用しました。

6. 平成30年度事業概要

事業名	内容		実施日	参加者等	備考
図書館・ 郷土資料館まつり	人形劇、絵本の読み聞かせ、映画会		7月21日(土)	116名	
	資料館事業:「昔の遊び」、「おもちゃの手作り講座」、「企画展アンモナイト」			956名	
かがくあそび講座	小学1・2・3年生対象 「くうきのふしぎ」		7月25日(水)	13名	
	小学4・5・6年生対象 「結晶をつくろう！」		8月1日(水)	11名	
一日図書館員	小学4年生～6年生		7月26日(木)	8名	
			8月16日(木)	7名	
大人のための おはなし会	幽玄をさまよう者たち。心清らかなものたち		8月26日(日)	38名	
	羽生の地で良きことばを紡ぎ三十年 ～日本語の良さを耳から楽しみ、分かち合う ひとときを～		11月11日(日)	58名	
親子で楽しむ絵本と わらべうた講座	乳幼児と保護者、ボランティア対象 わらべうたと絵本の読み聞かせ講座		10月15日(月)	33名	
聞かせ屋。けいたろう 絵本の読み聞かせ会	乳児・幼児・小学生～大人を対象にした絵 本の読み聞かせ 講師:坂口 慶氏 「聞かせ屋。けいたろう」		11月18日(日)	70名	乳児対象
				85名	幼児対象
				13名	小学～大人対象
おはなし会	おはなし会		毎月第2土曜日	205名	12回
	ちいさなおはなし会		毎月第1・3金曜日	571名	22回
	春のこどもフェスティバル		5月5日(土)	38名	
	夏のこどもおたのしみ会(再掲)		7月21日(土)	95名	
	あおぞらおはなし会		11月3日(土)	49名	
	クリスマスおはなし会		12月16日(日)	82名	
	合計			1,040名	38回
映画会	映画会(偶数月/子ども向け・奇数月/大人向け)		毎月第4土曜日	170名	12回
ブックトーク	希望する市内小学校11校の3年生を対象 にテーマを決めて本を紹介		5月～2月	420名 739冊	11回
ブックスタート	10か月児を対象とした、読書をとおしての親 子ふれあいの啓発と絵本の贈呈		毎月保健センターで の10か月検診日	353名	12回
リサイクルフェア	リサイクル用寄贈本受付		11月～12月	724冊	
	図書館除籍資料と寄贈資料の計8,050冊を 市内の公共施設と市民に無償提供		1月10日(木)～ 13日(日)	10日:公共施設(779冊) 11日～13日:一般(3,148冊)	
広報活動	テーマ展示	児童書(季節にあわせた展示)	毎月		12回
		一般書(時事にあわせた展示)	7月、2月		2回
	小学校読書案内		4・7・10月	2,891枚	3回
	中学校読書案内		7・10月	1,418枚	2回
	保育所・幼稚園読書案内		4・7・10月	1,610枚	3回
	広報Hanyuへの掲載 “Go to 図書館 週末読書生活のススメ。”		毎月		12回

7. 利用案内

○利用カード

図書館の利用カードは、羽生市、加須市、行田市にお住まいの方と羽生市に通勤、通学されている方に発行しています。

○貸出数と貸出期間

a 個人の利用

一人10冊まで2週間を限度として利用できます。

b 団体の利用

市内の施設、学校等で資料の利用手続きをした団体は図書館資料の館外利用ができます。一団体100冊まで1ヶ月間が限度となります。

○開館時間

午前9時から午後6時まで開館しています。

○休館日

火曜日（火曜日が祝日の場合は開館し、翌平日が休館となります。）

館内整理日（7月、8月を除く毎月第4木曜日は休館です。）

年末年始（12月28日から翌年1月4日まで休館です。）

特別整理期間（蔵書点検のための休館です。）

○予約・リクエストサービス

貸出中の資料（本など）については利用の予約をすることができます。

図書館の窓口でパスワードを登録すると、図書館公式ウェブサイトや館内の所蔵資料検索システム（OPAC）を使って資料の予約ができます。

また、図書館に所蔵のない資料は、申請により県内の公立図書館等の所蔵資料を借用したり、必要に応じて自館での配備を検討します。

○コピーサービス（有料）

図書館が所蔵する資料（著作物）を、コピーすることができます。ただし、著作権法によりコピーが制限される場合があります。

○レファレンス・サービス

暮らしの中の疑問や調査などについて、資料や情報の収集を支援します。

○視聴覚資料の視聴

図書館所蔵のCDやDVDなどを、館内で視聴することができます。

○インターネットの活用

館内の専用パソコンで、インターネット上の各種ウェブサイトの閲覧や情報収集などをすることができます。

8. 統計概要

I 所蔵資料数、利用数

区分	所蔵資料数	利用数	備考
一般図書	104,404 冊	130,910 冊	
児童図書	58,256 冊	98,065 冊	
雑誌	5,438 冊	16,478 冊	
郷土行政資料	6,631 冊	82 冊	
参考図書	5,283 冊	- 冊	
相互貸借	-	1,560 冊	
視聴覚資料	2,670 点	2,262 点	WEB 閲覧 874 件含む
合計	182,682 点	249,357 点	

市民一人当たり所蔵数=3.324 点 / 資料回転率=1.365 点 / 市民一人当たり利用数=4.537 点

II 年間利用状況

区分	数量	備考
開館日数	293 日	1 日当たり利用件数 851 件
資料利用者数	60,872 人	1 日当たり 208 人
配備した資料数	6,666 点	
うち購入数	6,403 冊	
一般図書	3,688 冊	
児童図書	1,091 冊	
雑誌	1,486 冊	
郷土行政資料	13 冊	
参考資料	104 冊	
視聴覚資料	21 点	
除籍した資料数	7,321 点	
登録件数	18,779 件	H30 年度新規登録件数 823 件
一般 (13 歳以上)	16,804 人	
児童 (0 歳～12 歳)	1,771 人	
団体	69 件	
公立図書館等	135 件	

[参考資料]

1 図書館資料の所蔵状況

ア 分類別所蔵資料明細

(H31. 3. 31現在)

分類	一般書			児童書	郷土行政 資料	参考資料	合計	占有率
	一般	文庫	計					
総記	2,307	40	2,347	676	601	819	4,443	2.43%
哲学	3,339	120	3,459	504	142	129	4,234	2.32%
歴史	9,105	271	9,376	2,987	2,268	1,111	15,742	8.62%
社会科学	13,088	225	13,313	2,129	1,739	1,087	18,268	10.00%
自然科学	6,336	83	6,419	5,294	347	481	12,541	6.86%
技術	7,419	71	7,490	1,549	299	248	9,586	5.25%
産業	3,347	32	3,379	1,132	170	219	4,900	2.68%
芸術	10,240	240	10,480	3,382	439	380	14,681	8.04%
言語	1,667	28	1,695	680	27	410	2,812	1.54%
文学	36,494	8,484	44,978	19,758	599	399	65,734	35.98%
洋書	5		5	396			401	0.22%
大活字	1,463		1,463				1,463	0.80%
絵本				18,059			18,059	9.89%
紙芝居				1,710			1,710	0.94%
小計	94,810	9,594	104,404	58,256	6,631	5,283	174,574	95.56%
雑誌	4,984		4,984	454			5,438	2.98%
書籍計	99,794	9,594	109,388	58,710	6,631	5,283	180,012	98.54%
視聴覚資料	メディア		LD	DVD	CD	カセット	合計	占有率
	資料数		557	713	1,177	223	2,670	1.46%
合計	99,794	9,594	109,388	58,710	6,631	5,283	182,682	100.00%

イ 所蔵資料数の推移

年度	一般書	児童書	郷土・行政 参考資料	雑誌	視聴覚資料	合計
平成24年度末	103,070点	54,564点	11,036点	4,963点	2,408点	176,041点
平成25年度末	102,557点	54,526点	11,136点	5,213点	2,691点	176,123点
平成26年度末	106,016点	56,020点	11,287点	5,431点	2,757点	181,511点
平成27年度末	104,522点	57,245点	11,457点	5,590点	2,787点	181,601点
平成28年度末	104,419点	57,524点	11,596点	5,554点	2,821点	181,914点
平成29年度末	105,604点	57,790点	11,795点	5,477点	2,851点	183,517点
平成30年度末	104,404点	58,256点	11,914点	5,438点	2,670点	182,682点

注) それぞれ各年度末における数値です。

2 平成30年度図書館利用状況

(1) 推移

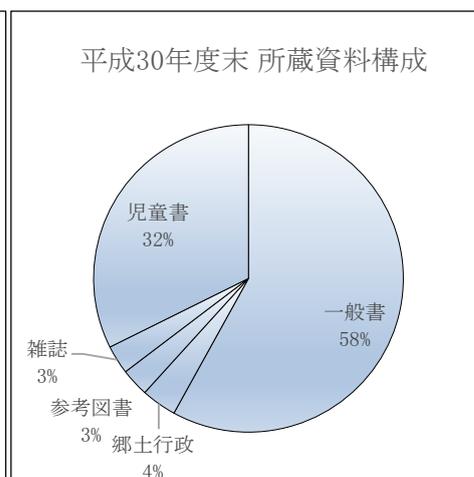
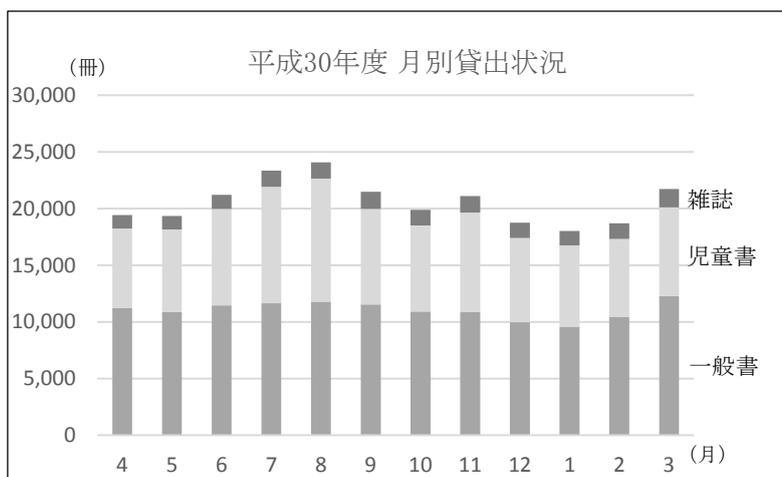
(H31. 3. 31現在)

年度	年度末人口	資料費予算 (千円)					所蔵資料数	登録者数	貸出人数	貸出冊数
		図書	新聞雑誌	視聴覚	その他	合計				
10	57,321	16,000	1,942		226	18,168	159,120	23,967	60,336	272,909
14	57,100	10,000	1,909		230	12,139	167,884	24,247	74,166	318,547
15	56,941	9,000	1,956		240	11,196	170,900	25,064	73,912	314,781
16	56,628	8,256	1,856		250	10,362	172,106	25,805	71,633	293,791
17	56,436	8,000	1,760		60	9,820	178,202	25,767	66,829	276,428
18	56,378	6,400	1,510		70	7,980	180,973	26,078	64,806	253,490
19	56,457	7,000	1,490		72	8,562	188,981	26,685	60,743	236,951
20	56,249	7,000	1,530		72	8,602	189,423	22,706	61,822	242,745
21	57,161	7,000	1,531	600	54	9,185	189,750	23,085	65,009	253,852
22	56,962	7,000	1,531	675	50	9,256	189,635	23,745	63,219	246,535
23	56,594	7,000 4,582	1,517	200 2,600	68	8,785 7,182	172,983	11,053	61,045	250,108
24	56,331	7,020	1,517	675	63	9,275	173,633	12,781	61,694	250,101
25	56,041	10,000	1,521	350	64	11,935	173,432	14,114	60,961	243,735
26	55,838	10,000	1,564	355	106	12,025	178,754	14,792	60,167	243,662
27	55,589	10,000	1,580	355	130	12,065	178,814	15,847	62,103	252,081
28	55,350	10,000	1,619	355	130	12,104	179,093	16,854	62,653	253,948
29	55,087	10,000	1,619	355	130	12,104	180,666	17,811	61,464	249,724
30	54,958	10,000	1,560	300	130	11,990	182,682	18,779	60,872	249,357
31	—	10,000	1,573	300	130	12,003	—	—	—	—

注1) 平成23年度の7,182千円は地域活性化交付金です。

注2) 「登録者数」は、有効な利用カードが発行されている利用者数 (H22までは全発行枚数) です。

注3) 「所蔵資料数」は、H26から雑誌を、H30は雑誌と視聴覚資料を含んでいます。



(2) 月別貸出利用状況

ア 月別利用明細

(H31. 3. 31現在)

月	開館 日数	来館者数	貸出人数	利用数					
				一般 (冊)	児童 (冊)	雑誌 (冊)	視聴覚 (件)	WEB閲覧 (件)	合計 (件)
4月	25日	9,159人	4,880人	11,204	7,027	1,204	100	78	19,613
5月	25日	9,635人	4,884人	10,895	7,267	1,188	138	65	19,553
6月	25日	10,765人	5,180人	11,453	8,507	1,260	131	55	21,406
7月	26日	13,392人	5,858人	11,628	10,292	1,427	201	94	23,642
8月	27日	14,305人	6,233人	11,777	10,852	1,442	230	109	24,410
9月	25日	10,638人	5,296人	11,546	8,432	1,513	121	86	21,698
10月	25日	10,218人	4,948人	10,914	7,590	1,391	94	72	20,061
11月	25日	10,788人	5,105人	10,874	8,774	1,461	81	77	21,267
12月	23日	8,975人	4,439人	9,963	7,442	1,340	44	50	18,839
1月	19日	8,515人	4,198人	9,546	7,202	1,270	62	34	18,114
2月	22日	8,863人	4,587人	10,459	6,865	1,374	81	81	18,860
3月	26日	9,944人	5,264人	12,293	7,815	1,608	105	73	21,894
合計	293日	125,197人	60,872人	132,552	98,065	16,478	1,388	874	249,357

注) 一般書には参考資料、郷土資料及び相互貸借の件数が、児童書には紙芝居の件数がそれぞれ含まれています。

イ 貸出利用数の推移

年度	開館 日数	来館者数	貸出人数	利用数					
				一般 (冊)	児童 (冊)	雑誌 (冊)	視聴覚 (件)	WEB閲覧 (件)	合計 (件)
H24	295日	79,816人	61,964人	148,141	80,453	18,374	2,009	1,124	250,101
H25	295日	81,184人	60,961人	145,983	78,469	16,935	1,615	733	243,735
H26	286日	75,023人	60,167人	144,995	79,314	16,958	1,507	888	243,662
H27	292日	74,539人	62,103人	144,298	88,700	16,341	1,602	1,140	252,081
H28	294日	71,877人	62,653人	142,333	93,382	15,682	1,490	1,061	253,948
H29	294日	63,817人	61,464人	137,282	95,381	14,853	1,172	1,036	249,724
H30	293日	125,197人	60,872人	132,552	98,065	16,478	1,388	874	249,357

注) 「来館者数」について、H24～H28は図書館入館者カウンターと展示室入場者カウンターの合計を補正した数値、H29は図書館入館者カウンターの補正值、H30は図書館入館者カウンターの実測値です。

(3) 地区別・年齢別登録状況

ア 地区別・年齢別登録明細

(H31. 3. 31現在/単位：人)

年齢 地区	6歳以下	7～9	10～12	13～15	16～18	19～22	23～39	40～59	60以上	合計	登録率
羽生地区	107	227	330	401	439	507	1,554	1,794	1,848	7,207	36.1%
南羽生地区	34	44	56	96	114	153	320	468	215	1,500	36.9%
新郷地区	14	37	57	78	81	88	266	309	329	1,259	23.9%
須影地区	28	54	52	59	74	75	276	276	263	1,157	27.3%
岩瀬地区	35	65	77	83	93	96	390	338	269	1,446	28.6%
川俣地区	14	19	26	38	51	51	164	169	177	709	30.9%
井泉地区	38	71	114	143	144	172	415	493	374	1,964	32.6%
手子林地区	28	38	70	77	62	94	272	305	301	1,247	29.7%
三田ヶ谷地区	14	26	28	33	31	42	111	136	114	535	23.3%
村君地区	12	8	14	13	17	28	75	76	95	338	21.8%
羽生市計	324	589	824	1,021	1,106	1,306	3,843	4,364	3,985	17,362	31.6%
登録率	12.3%	47.1%	60.5%	70.2%	69.2%	59.0%	38.8%	29.5%	20.2%	31.6%	
広域	4	12	16	23	16	119	181	404	264	1,039	
その他	1	0	1	0	2	26	37	65	42	174	
合計	329	601	841	1,044	1,124	1,451	4,061	4,833	4,291	18,575	

注) 団体登録69件、相互貸借用市町村立図書館登録135件は除いています。登録率は当該人口に対する登録率です。

イ 年齢別登録状況の推移

年齢 年度	6歳以下	7～9	10～12	13～15	16～18	19～29	30～39	40～59	60以上	合計	登録率
H24年度末	276	591	812	816	597	1,504	1,571	2,976	2,181	11,324	20.1%
H25年度末	300	617	871	893	730	1,757	1,681	3,237	2,486	12,572	22.4%
H26年度末	301	596	891	957	851	1,975	1,758	3,533	2,799	13,661	24.5%
H27年度末	314	594	858	1,008	929	2,211	1,846	3,768	3,114	14,642	26.3%
H28年度末	308	629	840	1,032	969	2,485	1,915	3,978	3,423	15,579	28.1%
H29年度末	305	599	810	1,042	1,025	2,717	2,074	4,194	3,700	16,466	29.9%
H30年度末	324	589	824	1,021	1,106	2,919 注2 1,306	2,230 注2 3,843	4,364	3,985	17,362	31.6%

注1) 羽生市内在住者の登録者数。登録率は人口に対する登録率です。

注2) H30年度下段の数値は、年齢区分をそれぞれ19～22及び23～39としたものです。

(4) 地区別・年齢別貸出状況

ア 地区別・年齢別貸出明細

(H31. 3. 31現在/単位：冊)

年齢 地区	6以下	7～9	10～12	13～15	16～18	19～22	23～39	40～59	60以上	合計	占有率
羽生地区	5,065	7,314	4,602	1,483	781	1,159	12,398	28,286	35,086	96,174	41.0%
南羽生地区	1,669	1,238	713	378	182	609	3,513	6,364	3,941	18,607	7.9%
新郷地区	491	518	487	113	106	312	2,511	5,658	5,047	15,243	6.5%
須影地区	1,508	3,144	795	568	186	208	2,708	4,195	5,364	18,676	8.0%
岩瀬地区	1,182	1,939	1,177	447	175	148	4,476	4,027	5,585	19,156	8.2%
川俣地区	1,010	882	559	171	39	90	1,963	2,831	2,431	9,976	4.3%
井泉地区	2,691	3,702	1,718	664	278	327	3,871	6,744	5,210	25,205	10.7%
手子林地区	2,860	1,898	1,633	193	113	341	3,630	4,382	5,318	20,368	8.7%
三田ヶ谷地区	634	517	388	30	41	259	1,436	2,341	1,331	6,977	3.0%
村君地区	473	359	462	32	70	41	506	892	1,262	4,097	1.7%
羽生市計	17,583	21,511	12,534	4,079	1,971	3,494	37,012	65,720	70,575	234,479	100.0%
占有率	7.5%	9.2%	5.3%	1.8%	0.8%	1.5%	15.8%	28.0%	30.1%	100.0%	
広域	73	579	209	13	1	446	889	3,626	3,551	9,387	
その他	0	0	0	0	0	154	222	705	437	1,518	
合計	17,656	22,090	12,743	4,092	1,972	4,094	38,123	70,051	74,563	245,384	

注1) 団体貸出3,358冊、相互貸出615冊は除いています。

イ 年齢別貸出状況の推移

年齢 年度	6歳以下	7～9	10～12	13～15	16～18	19～29	30～39	40～59	60以上	合計
H24年度	11,714	16,004	13,258	5,594	2,869	15,631	38,827	73,966	56,595	234,458
H25年度	12,597	16,876	11,929	4,056	3,235	14,911	36,500	71,463	63,303	234,870
H26年度	10,925	15,804	12,397	4,340	2,816	12,698	35,546	69,745	64,929	229,200
H27年度	12,105	16,291	12,931	3,855	2,574	12,625	32,350	70,326	65,587	228,644
H28年度	16,106	18,327	13,913	4,596	2,313	11,606	28,286	71,263	69,023	235,433
H29年度	17,908	20,047	12,637	4,548	2,343	10,621	28,590	69,888	68,357	234,939
H30年度	17,583	21,511	12,534	4,079	1,971	9,356 注2 3,494	31,150 注2 37,012	65,720	70,575	234,479

注1) 羽生市内在住者の貸出冊数です。

注2) H30年度下段の数値は、年齢区分をそれぞれ19～22及び23～39としたものです。

(5) 予約、相互貸借、館内施設等利用状況

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
予約	754	602	842	785	746	796	776	752	622	698	704	814	8,891
図書館窓口	415	324	429	464	362	408	420	433	310	369	368	414	4,716
インターネット	203	161	250	170	233	261	237	207	178	236	237	263	2,636
館内OPAC	136	117	163	151	151	127	119	112	134	93	99	137	1,539
相互貸借	206	153	209	198	170	190	184	184	145	168	157	211	2,175
貸出	56	36	50	54	49	64	56	57	43	50	50	50	615
借受	150	117	159	144	121	126	128	127	102	118	107	161	1,560
リクエスト	738	637	751	837	755	738	730	711	630	640	682	795	8,644
うちキャンセル	64	29	39	47	43	34	21	38	45	27	33	33	453
レファレンス	249	212	178	219	265	198	240	157	189	159	170	198	2,434
所蔵調査	224	179	143	178	206	163	200	126	156	123	135	158	1,991
事項調査	25	33	35	41	59	35	40	31	33	36	35	40	443
コピーサービス(枚)	223	143	262	253	288	250	110	192	78	164	250	132	2,345
学習室(人)	358	504	550	954	1,062	655	642	645	531	533	599	440	7,473
会議室(人)	106	66	109	90	53	79	78	67	67	70	65	65	915
視聴覚室(人)	97	128	168	317	188	182	161	526	273	149	56	105	2,350
参考調査室(人)	43	60	69	81	88	71	70	68	32	45	48	53	728

(6) 市外在住者の羽生市立図書館利用状況

	登録者数	利用者数	利用件数				利用件数計
			一般書	児童書	雑誌	視聴覚他	
行田市	421人	1,176人	2,813件	1,120件	357件	73件	4,363件
加須市	618人	1,085人	2,847件	1,905件	250件	22件	5,024件
その他	309人	1,073人	1,417件	551件	22件	143件	2,133件
計	1,348人	3,334人	7,077件	3,576件	629件	238件	11,520件

3 雑誌一覧 (五十音順)

(1) 郷土誌

No.	タイトル	刊行
1	浮野	月刊
2	埼玉史談 (64巻(H30年度発行分)まで)	
3	利根	月刊
4	筆	月刊
5	文芸埼玉	年2

(2) 一般誌

No.	タイトル	刊行
1	& h o m e	季刊
2	ENGLISH JOURNAL	月刊
3	美しいキモノ	季刊
4	V E R Y	月刊
5	栄養と料理	月刊
6	E S S E	月刊
7	園芸ガイド	季刊
8	オズマガジン	月刊
9	O g g i	月刊
10	オール読物	月刊
11	オレンジページ	月2
12	音楽の友	月刊
13	会社四季報	季刊
14	かがくのとも	月刊
15	からだにいいこと	月刊
16	関東東北じゃらん	月刊
17	きょうの健康	月刊
18	きょうの料理	月刊
19	暮らしの手帖	隔月
20	クロワッサン	月2
21	芸術新潮	月刊
22	月刊クーヨン	月刊
23	月刊自家用車	月刊
24	健康	月刊
25	コットンタイム	隔月
26	こどもとしょかん	季刊
27	子供の科学	月刊
28	こどものとも	月刊
29	こどものとも0.1.2.	月刊
30	こどものとも年少版	月刊
31	こどものとも年中向	月刊
32	こどもの本	月刊
33	子どもの本棚	月刊
34	この本読んで	季刊
35	ゴルフTODAY	月刊
36	サッカーマガジン	月刊
37	サライ	月刊
38	サンキュ!	月刊
39	サンデー毎日	週刊
40	散歩の達人	月刊
41	JTB時刻表	月刊
42	週刊新潮	週刊
43	週刊ダイヤモンド	週刊
44	週刊東洋経済	週刊
45	週刊文春	週刊
46	週刊ベースボール	週刊
47	趣味の園芸	月刊
48	小説現代 (H30.10月号まで)	
49	小説すばる	月刊
50	新潮	月刊

No.	タイトル	刊行
51	スクリーン	月刊
52	すてきにハンドメイド	月刊
53	すばる	月刊
54	Sports Graphic Number	隔週
55	SUMAI no SEKKEI	隔月
56	セブンティーン	月刊
57	川柳マガジン	月刊
58	ダイヤモンドZai	月刊
59	ダ・ヴィンチ	月刊
60	たくさんのふしぎ	月刊
61	旅の手帖	月刊
62	ダンチュウ	月刊
63	ちいさなかがくのとも	月刊
64	CHANTO	月刊
65	つり人	月刊
66	鉄道ファン	月刊
67	特選街	月刊
68	テニスマガジン	月刊
69	天文ガイド	月刊
70	Tokyo Walker	月刊
71	陶工房	季刊
72	NATIONAL GEOGRAPHIC	月刊
73	ニコラ	月刊
74	日経ウーマン	月刊
75	日経サイエンス	月刊
76	日経トレンディ	月刊
77	日経PC21	月刊
78	日本カメラ	月刊
79	ニューズウィーク日本版	週刊
80	ニュースがわかる	月刊
81	ニュートン	月刊
82	n o n - n o	月刊
83	ハウジング	月刊
84	H a n a k o	月2
85	B E - P A L	月刊
86	ひよこクラブ	月刊
87	婦人画報	月刊
88	婦人公論	月2
89	プレジデント	月2
90	プレジデントファミリー	季刊
91	文学界	月刊
92	文芸春秋	月刊
93	P e n	月2
94	本の雑誌	月刊
95	毎日が発見	月刊
96	みんなの図書館	月刊
97	メンズクラブ	月刊
98	MORE	月刊
99	MOE	月刊
100	モノマガジン	月2
101	やさいの時間	隔月
102	ゆうゆう	月刊
103	L E E	月刊
104	歴史街道	月刊
105	レディブティック	月刊
106	和楽	隔月

4 新聞等一覧

(H31. 3. 31現在)

No.	資料名	刊行	No.	資料名	刊行
1	朝日新聞	日刊 (朝刊、夕刊)	8	日刊スポーツ	日刊 (朝刊)
2	読売新聞	日刊 (朝刊、夕刊)	9	読売新聞 (縮刷版)	月刊 (H30. 3～)
3	埼玉新聞	日刊 (朝刊)	10	朝日新聞 (縮刷版)	月刊 (～H30. 2まで)
4	毎日新聞	日刊 (朝刊)	11	埼玉新聞 (縮刷版)	月刊 (～H30. 2まで)
5	産経新聞	日刊 (朝刊)	12	広報Hanyu	月刊
6	東京新聞	日刊 (朝刊)	13	市議会だより	季刊
7	日本経済新聞	日刊 (朝刊、夕刊)			

5 平成30年度貸出ランキング

(1) 一般書

(H30. 4. 1～H31. 3. 31)

順位	書名	著者名	出版社
1	危険なビーナス	東野 圭吾	講談社
2	希望荘	宮部 みゆき	小学館
3	かがみの孤城	辻村 深月	ポプラ社
4	この世の春 上	宮部 みゆき	新潮社
4	この世の春 下	宮部 みゆき	新潮社
6	ラプラスの魔女	東野 圭吾	KADOKAWA
6	蜜蜂と遠雷	恩田 陸	幻冬舎
6	陸王	池井戸 潤	集英社
9	コンビニ人間	村田 沙耶香	文藝春秋
10	魔力の胎動	東野 圭吾	KADOKAWA
10	マスカレード・ナイト	東野 圭吾	集英社

(2) 児童書

(H30. 4. 1～H31. 3. 31)

順位	書名	著者名	出版社
1	アンパンマンとはなのしろ	やなせ たかし	フレーベル館
2	しろくまちゃんのほっとけーき	わかやま けん	こぐま社
3	ノンタンいたいのとんでけ～☆	キヨノ サチコ	偕成社
4	かいけつゾロリのでんごくとしごく	原 ゆたか	ポプラ社
5	かいけつゾロリのはちやめちやテレビ局	原 ゆたか	ポプラ社

6 平成30年度予約ランキング

(H30. 4. 1～H31. 3. 31)

順位	書名	著者名	出版社
1	沈黙のパレード	東野 圭吾	文藝春秋
2	魔力の胎動	東野 圭吾	KADOKAWA
3	かがみの孤城	辻村 深月	ポプラ社
4	未来	湊 かなえ	双葉社
5	大家さんと僕	矢部 太郎	新潮社
5	昨日がなければ明日もない	宮部 みゆき	文藝春秋
7	あやかし草紙	宮部 みゆき	KADOKAWA
7	愛なき世界	三浦 しをん	中央公論新社
9	下町ロケット 4	池井戸 潤	小学館
9	下町ロケット 3	池井戸 潤	小学館

7 条例・規則

○羽生市立図書館設置条例（昭和39年12月24日条例第44号）

（設置）

第1条 本市は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般市民の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資することを目的として羽生市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

（位置）

第2条 図書館は、羽生市大字下羽生948番地に置く。

2 図書館の活動を十分にするため必要あるときは、図書館分館を置くことができる。

（事業）

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、法第3条に規定する事項の実施につとめる。

（職員）

第4条 図書館に館長、その他必要な職員を置く。

（指定管理者による管理）

第5条 羽生市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、図書館の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に図書館の管理を行わせることができる。

（指定管理者の指定の手続等）

第6条 指定管理者の指定の手続等については、羽生市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第28号）の定めるところによる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第7条 指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に規定する業務
- (2) 図書館の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 指定管理者が指定管理業務を行う場合にあっては、第4条の規定中「その他必要な職員を置く」とあるのは「その他職員を置かないことができる」と読み替えるものとする。

（指定管理者が行う管理の基準）

第8条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則等を遵守し、適正に施設等の運営を行うこと。
- (2) 図書館の維持管理を適正に行うこと。
- (3) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

（雑則）

第9条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月25日条例第17号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

附 則（昭和60年3月29日条例第12号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月24日条例第14号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日条例第12号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○羽生市立図書館管理規則（平成 17 年 12 月 16 日教育委員会規則第 7 号）

羽生市立図書館管理規則（昭和 61 年教育委員会規則第 6 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、羽生市立図書館設置条例（昭和 39 年条例第 44 号）第 9 条の規定に基づき、羽生市立図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第 2 条 図書館は、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 3 条の規定に基づき次の事業を行う。

- (1) 図書館資料を収集整理及び保存し、市民の利用に供すること。
- (2) 読書案内及び参考資料の提供を図ること。
- (3) 読書会・お話し会・資料展示会・講演会・鑑賞会・映写会等を主催し奨励すること。
- (4) 他の図書館・学校・公民館等と緊密に連絡・協力し相互貸借を行うこと。

（職制）

第 3 条 図書館における職制については、羽生市教育委員会事務局組織規則第 4 条を準用する。

（休館日）

第 4 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、羽生市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 1 月 1 日から 1 月 4 日まで及び 1 2 月 2 8 日から 1 2 月 3 1 日までの日
- (2) 火曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日でない日）
- (3) 館内整理日（毎月第 4 木曜日）
- (4) 特別整理期間（年間 10 日以内）

（開館時間）

第 5 条 図書館の開館時間は、午前 9 時から午後 6 時までとする。ただし、館長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

（利用の制限）

第 6 条 この規則又は館長の指示に従わない者に対しては、図書館資料及び施設の利用を禁止することができる。

（損害の賠償）

第 7 条 図書館の利用者は、自己の責任により、図書館の施設・設備を損傷し、又は図書を忘失したときは、これを修理し、その損害を賠償しなければならない。

（個人貸出し等）

第 8 条 図書館資料の館外貸出し（以下「貸出し」という。）を受けるとのことができる者は、羽生市、行田市及び加須市に居住し、又は羽生市内に通学・通勤している者とする。

- 2 前項の貸出しを受けようとする者は、館外資料利用申込書（第 1 号様式）を提出するとともに、居住又は身分を証明する書類を提示し資料利用カード（第 2 号様式、以下「利用カード」という。）の交付を受け、利用の都度提示しなければならない。
- 3 利用カードの記載事項に変更が生じたとき、又は紛失したときは速やかに館長に届け出なければならない。
- 4 紛失等の理由により利用カードの再交付を受けようとする者は、居住又は身分を証明する書類を提示し、再度、館外資料利用申込書（第 1 号様式）を提出しなければならない。
- 5 前項の利用カードの再交付に要する費用は、利用者の実費負担とする。
- 6 利用カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、不正に使用してはならない。
- 7 利用カードの有効期間は、交付の日から 3 年間とする。ただし、この期間内に 1 回以上の利用があればその有効期間を更新することができる。
- 8 個人が同時に貸出しを受けるとのことができる図書は 10 冊以内とし、貸出期間は 2 週間以内とする。ただし、館長が必要と認めたときはこの限りでない。

（団体貸出し等）

第 9 条 図書館資料の貸出しを受けるとのことができる者は、市内の事業所・機関及び団体（以下「団体等」という。）で館長が適当と認めた者とする。

- 2 図書館資料の貸出しを受けようとする団体等は、所在地を証明する書類を提示し、団体資料利用申込書（第3号様式）を提出しなければならない。
- 3 館長は、前項の団体資料利用申込書を受理したときは、団体利用カード（第4号様式）を交付するものとする。
- 4 団体利用カードを所持する団体等が、団体利用カードを紛失したとき又はその所在地若しくは名称を変更したときは、団体等の責任者は速やかに館長へ届け出なければならない。
- 5 団体貸出しを受けることのできる図書は同時に100冊以内とし、貸出期間は30日以内とする。ただし、特別に館長が許可したときはこの限りでない。

（図書館資料の寄贈）

第10条 図書館に図書館資料を寄贈しようとする者は、図書館資料の種類・表題・員数・住所及び氏名を館長に申し出て、承認を得た後現品を提出するものとする。

- 2 寄贈に要する経費は、当該寄贈をしようとする者の負担とする。
- 3 図書館に寄贈された図書館資料は、寄贈者の氏名及び寄贈年月日を記してその芳志を伝えるものとする。

（視聴覚室及び会議室の利用）

第11条 視聴覚室及び会議室（以下「視聴覚室等」という。）を利用できる者は、団体等とし、利用の目的が図書館の設置目的に合致するものでなければならない。

- 2 館長は、視聴覚室等の利用について次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。
 - (1) 秩序を乱す利用
 - (2) 営利活動・宗教活動及び政治活動を目的とする利用
 - (3) 管理上支障がある利用
- 3 視聴覚室等を利用しようとするときは、利用申込書（第5号様式）を館長に提出して許可を受けなければならない。

（事業報告）

第12条 館長は、図書館の事業について毎年度終了後1か月以内に前年度における概要を教育委員会に報告しなければならない。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項はあらかじめ教育委員会の承認を得て館長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成20年3月19日教委規則第6号抄)

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成21年4月1日教委規則第2号)
この規則は、平成21年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成22年7月12日教委規則第3号)
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成23年3月18日教委規則第3号)
この規則は、平成23年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成23年4月21日教委規則第6号)
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成24年2月16日教委規則第2号)
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

○羽生市立図書館協議会設置条例（昭和39年12月24日 条例第45号）

（設置）

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第1項の規定に基づき羽生市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（定数）

第2条 協議会委員（以下「委員」という。）の定数は、15名以内とする。

（委嘱）

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに識見を有する者の中から、羽生市教育委員会が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか協議会の運営に関し、必要な事項は、羽生市図書館協議会運営規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に羽生市立図書館協議会の委員に任命されている者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の羽生市立図書館協議会設置条例の規定により委嘱されている羽生市立図書館協議会の委員とみなす。

○羽生市立図書館協議会運営規則（昭和56年7月1日 教育委員会規則第9号）

（趣旨）

第1条 この規則は、羽生市立図書館協議会設置条例（昭和39年条例第45号）第5条の規定に基づき、羽生市立図書館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長等）

第2条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 会議は、図書館長の諮問に応じ会長がこれを招集する。

（その他）

第4条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年2月16日教委規則第7号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

8 羽生市立図書館資料収集方針

1 目的

この収集方針は、羽生市立図書館（以下「図書館」という。）の事業を適正且つ円滑に運営するため、図書館における資料の収集に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この方針における用語について、次の各号に定める。

- (1) 資料 本、雑誌、新聞及び定期刊行物などの刊行物もしくは視聴覚資料等で、図書館における収蔵資料の対象となる全ての資料
- (2) 図書館資料 専ら利用者の利用の用に供する目的で、図書館が収蔵している資料

3 基本方針

- (1) 図書館は、市民が必要とする情報を迅速且つ的確に提供し、調査研究や学習活動、余暇活動などの市民の自主的な活動を適切に支援するため、羽生市の実情及び羽生市民からの要請を考慮して図書館資料を収集するものとする。
- (2) 図書館資料の収集にあたっては、適切な図書館サービスを継続的に提供するため、公平且つ公正で自由な視点から広い視野を持って選定する。
 - ア) 意見が対立している問題や見解が分かれる事柄については、それぞれの観点に立った資料を収集する。
 - イ) 著者のイデオロギーを理由として、その著作を排除することはしない。
 - ウ) 図書館職員の個人的な関心や好みによって選定しない。
 - エ) 第三者からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄しない。また、紛糾をおそれて自己規制しない。

4 選定方法

- (1) 図書館資料の選定は、次の各号に留意し職員全員で定期的に行うものとする。
 - ア) 日頃の図書館活動において、市民のニーズを把握する。
 - イ) 各種メディアの情報を的確に把握する。
 - ウ) 各種機関の書評に留意し、選定の参考とする。
 - エ) 過去の出版物や再版本、復刻本などの情報を注視し、必要な図書館資料の収集補完に努める。
- (2) 市民からの要望を把握し、図書館資料の選定に活用するものとする。

5 分類別収集方針

- (1) 一般書
 - ア) 各分野の基本的な資料を中心に幅広く収集する。
 - イ) 利用者が多い図書館資料は、社会情勢に留意して複本の整備を考慮する。
 - ウ) 漫画、外国図書等については、社会情勢の変化や利用者の多様化等の状況を考察し対応を検討する。
- (2) 児童書
 - ア) 子どもの健全な成長に適切な支援が期待できる資料を収集する。
 - イ) 子どもが読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に貢献する資料を収集する。
 - ウ) 子どもの自発的な学習意欲を満たす資料を収集する。
- (3) 参考図書
 - ア) 多様な調査研究に対応するため、またレファレンスサービスの充実向上のため、多岐にわたり広く収集する。
 - イ) 年鑑、白書、便覧等の定期的に刊行される資料については、情報の新鮮さを失わないよう資料の更新を適切に進める。
 - ウ) 選定には、次の点に留意する。
 - ① 記述が客観的で信頼性が高いこと
 - ② 典拠が正確に表示されていること
 - ③ 堅牢で使いやすいこと
- (4) 郷土資料
 - ア) 羽生市に関する資料は全て収集対象とする。
 - ① 個人または各種機関等による資料は、羽生市に関わりが深い資料を収集する。
 - ② 羽生市の出身者、在住者による著作物及び羽生市にゆかりのある人物について記述がある資料を収

集対象とする。

③ 羽生市に関する逐次刊行物及び羽生市について記述のある逐次刊行物を収集対象とする。

イ) 埼玉県及び近隣市町村に関する資料は、重要なものまたは羽生市に関係の深いものを主な収集対象とする。

(5) 行政資料

ア) 羽生市が発行する資料については、全てを収集対象とする。

イ) 羽生市以外の地方公共団体及びその他の公的機関が発行する資料は、必要性が認められるものを収集する。

(6) 逐次刊行物

ア) 新聞は、国内発行の全国紙を中心に収集する。

イ) 雑誌は、国内発行の各分野の雑誌を広く収集する。

(7) 視聴覚資料

ア) DVD等の視聴覚作品は、市民の知識、教養の向上に寄与し、または健全な娯楽に供することができるものを収集する。

6 寄贈資料

寄贈申請されたものは、この収集方針の定めを基本として図書館資料との関連性等を調査し、必要が認められるものについてのみ受入れる。

7 収集しないもの

(1) 犯罪行為を助長するなど、公序良俗に反するもの

(2) 人権またはプライバシーを侵害または侵害する恐れのあるもの

(3) 高度な学術書や受験問題集等、専ら個人の修学の用に供される参考書籍

(4) その他図書館資料として不適切と思われるもの

附 則

この方針は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

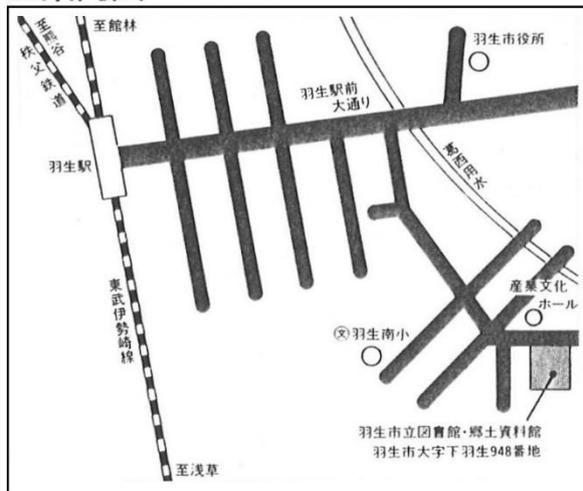
この方針は、平成30年4月1日から施行する。

令和元年度 はにゅうの図書館（図書館要覧）

令和元年6月1日発行

編集発行 羽生市立図書館
〒348-0026
埼玉県羽生市大字下羽生9 4 8番地
電 話 048-561-8233
F A X 048-563-5873
U R L <http://www.lib.city.hanyu.saitama.jp>

■案内図



■配置図

